

平成30年度 リフレッシュ海外旅行助成事業実施要項

1 目的

一般財団法人愛媛県教職員互助会会員（以下「会員」という。）の心身のリフレッシュを図るため、松山空港発着の国際便を利用し海外旅行に要した経費の一部を助成する。

2 助成対象者

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に松山空港発着の国際便(チャーター便含む。)を利用し海外旅行（公務出張を除く。）した会員とする。

3 助成額

会員1人当たり10,000円（年度内で1人1回の助成に限る。）

4 助成金の請求方法

助成対象者は旅行終了後、リフレッシュ海外旅行助成事業助成金請求書（別紙様式以下「請求書」という。）に松山空港発着の国際便を利用したことを証明できる書類を添付して当互助会へ請求することとする。なお、請求書の提出期限は、平成31年4月5日（必着）までとする。

5 助成金の支払い方法

助成金の支払いについては、請求書提出月の翌月(31年4月1日から4月5日までに届いた請求書については、当該月中)に会員の給付金等振り込み口座に振込むものとする。

6 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。